

2-9				
主題	養護老人ホームで働く魅力を伝えるために、積極的に現場実習を受け入れた効果に関する研究			
副題	社会福祉士を目指す学生に想いを届けよう			
キーワード 1	人材育成	キーワード 2	措置施設	研究(実践)期間 60ヶ月

法人名・事業所名	社福) 安立園 安立園養護老人ホーム
発表者(職種)	幡野光希(主任生活相談員)、原口晋一(施設長)
共同研究(実践)者	なし

電 話	042-368-7211	FAX	042-334-6352
-----	--------------	-----	--------------

事業所紹介	<p>安立園は府中市に所在し、養護・特養・ショート・居宅介護・地域包括と、平成27年4月開設のサ高住「さんぼ道」等の他に、保育園も運営している総合施設です。部署間交流を積極的に行っており、“芽生えてふれあい、老いて安らぎ”をテーマに、0歳から100歳を超える方が元気に過ごされています。</p>
-------	---

<p>《1. 研究(実践)前の状況と課題》</p> <p>養護老人ホーム(以下、養護)は、環境上及び経済上の理由により在宅で生活することが難しい方が入所しているが、帰来先のない方や精神疾患をお持ちの方、コミュニケーションが不得手で社会に馴染めない方や、DV、触法高齢者等、複雑多岐にわたる対象者を支援している。</p> <p>老人福祉法に基づき、区市町村が老人に対して、その心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な措置を講じ、もって老人の福祉を図ることを目的として、生きがいを持てる健全で安らかな生活を保障するという基本理念を具体化するための施設であるが、2000年4月より介護保険法が施行され、介護サービスが利用者の選択により総合的に利用できる体制が構築された。これにより、養護の存在は徐々に希薄化し、一般の人はもちろん、福祉分野における次代を担う人材も、養護の存在をよく理解していない状況が散見される状態となっている。介護保険では救えない、制度の狭間にいる高齢者のセーフティーネット機能も担う養護の支援という仕事の魅力を伝承していく必要がある。</p> <p>《2. 研究(実践)の目的ならびに仮説》</p> <p><目的></p> <p>これから様々な福祉分野で活躍したいと思い勉強している学生に、養護という老人福祉施設の役割や必要性を理解してもらい、養護の魅力を理解したソーシャルワーカーとして、いずれ福祉の現場で働きたいと感じてもらおう。</p> <p><仮説></p> <p>改めて養護という1つの社会資源の活用が促進されることで、養護の支援が必要な方々に対して適切なアプローチができ、社会復帰の場として大きく貢献できるのではないかと。また、魅力を伝えることで、実際に養護で働きたいと思う学生が増え、人材不足の解消につなげたい。さらに、学生と過ごすことで職員の業務態度も見直すことができ、労働環境の改善を図る。</p>

《3. 具体的な取り組みの内容》

1. 福祉学校等へのアプローチ並びに受け入れ態勢の準備
 - ・主な福祉学校名「日本福祉教育専門学校」「NHK 学園」「立教大学」「大原学園」等
 - ・児童や障害も含め、一律社会福祉士を目指している学生を対象に実習ガイダンスを実施
 - ・受け入れ態勢として法人内の各部署へ協力要請及びオリジナルの実習スケジュールを作成
2. 実習中の指導及び関係づくり
 - ・模擬面接やチームアプローチ等、ソーシャルワークに必要な知識と技術を実践的に指導
 - ・職員と同じ目線で過ごし、職員と一緒に昼食休憩をとる等、アットホームな環境づくり
3. 実習後のケア
 - ・アルバイト又はボランティアとして、引き続き社会福祉士として学ぶ場の提供

《4. 取り組みの結果》

この取り組みを始めてから現在までに計41名の実習生を受け入れてきたが、実習を積み重ねていく中で、養護の魅力や必要性を理解した内容の実習記録を度々拝見するようになった。特に実習中の指導の中で、模擬面接では入所者の心に触れる機会がたくさんあり、魅力の1つである人生に寄り添う生き直しの支援を実践し、目頭を熱くする実習生も見受けられた。魅力を伝えられた効果としては、実習後にアルバイトや非常勤務として8名の学生が当施設で就労した実績があり(うち、2名は現在も当施設にて就業中)、ある学生の実習後の感想では、「人を支える仕事の魅力を改めて感じています。私もこの魅力を発信できる一人になりたいと考えております。」との力強いコメントをいただくことができた。

《5. 考察、まとめ》

今回、積極的に社会福祉士を目指す学生の現場実習を受け入れたことで、実習生と職員の双方にとって有益な取り組みとなった。実習生に対しては、養護の魅力を感じてもらうことができ、その存在意義を理解しつつ、希望者には実習後も当施設で就労しながらソーシャルワークを学ぶことができている。また、特養や居宅、地域包括等、様々な福祉サービスの現場にも一度に実習ができたことは、ソーシャルワークを学ぶ上で非常に大きな成果と言える。一方、職員に対しては、実習生と過ごすことで、仕事に慣れた職員も基本に立ち返ることができ、職場環境の改善に結び付いている。

今日、社会福祉法人は公益的な取り組みが責務となっているが、この実習生の受け入れは、まさに福祉人材の育成を実践する公益的な取り組みとして確立したものと言えるだろう。

《6. 倫理的配慮に関する事項》

なお、本研究(実践)発表を行うにあたり、ご本人(関係者)に口頭にて確認をし、本発表以外では使用しないこと、それにより不利益を被ることはないことを説明し、回答をもって同意を得たこととした。

《7. 参考文献》

- 「大都市東京の養護老人ホーム」(2018) 東京都高齢者福祉施設協議会 養護分科会
「社会福祉士シリーズ21 相談援助演習」(2014) 弘文堂
「社会福祉士合格テキスト」(2017) 成美堂出版

《8. 提案と発信》

養護の成り立ちは1932年の救護法(後の生活保護法)に基づき設置された養老院までさかのぼり、様々な生活困窮者のための施設として日本の老人福祉を支えてきている。東京都の高齢者人口と割合は全国的に見ても特に顕著に増加しており、今日の福祉の主軸である介護保険制度には馴染まない高齢者の割合も、比例して増加していると考えられる。都内に32か所しかない養護の必要性を、今一度考えるきっかけとしていただければ幸いである。